

櫻井健一議員後援会事務所の土地利用に伴う農地法違反に係る調査特別委員会会議録

---

令和7年12月3日 午後4時15分 開会

---

出席委員

委員長 櫻井繁行  
副委員長 設楽健夫  
委員 矢口龍人  
委員 佐藤文雄  
委員 岡崎勉  
委員 小倉博  
委員 久松公生  
委員 鈴木貞行  
委員 服部栄一  
委員 石澤広  
委員 鈴木更司  
委員 塚本直樹  
委員 井出有史

---

欠席委員

委員 小座野定信

---

出席説明者

なし

---

出席書記名

議会総務課課長補佐 鴻巣智子  
議会総務課主幹 川原場智

## 議事日程

令和7年12月3日（水曜日）午後4時15分 開会

1. 開会
  2. 事件
    - (1) 報告書（案）について
    - (2) その他
  3. 閉会
- 

開会 午後4時15分

○櫻井繁行委員長

改めましてこんにちは。

今日、一般質問、多少早く終わりましたので、始めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

改めまして、委員の皆様にはお忙しい中、また議会終了直後のお疲れのところお集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまの出席委員は13名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。

それでは、ただいまから櫻井健一議員後援会事務所の土地利用に伴う農地法違反に係る調査特別委員会を開きます。

次に、書記を指名いたします。

議会総務課、鴻巣課長補佐、そして同じく川原場主幹、以上2名を指名いたします。

本日の日程は報告書（案）についてでございます。

昨日、夕方には委員の皆様のほうに、ガルーンのほうで送らせていただいて、多少目を通していただければ、ここというのもあれですのでと思いまして、私委員長の判断で、送らせていただいております。

9月の24日から委員会設置、それからの動きといいますか、まず委員会、設置の目的から、そして委員会の設置。

そして、今日を含めますと4回目の調査特別委員会になろうかと思いますが、その開催状況、そして最後に、会議録のほうはタブレット端末のほうにデータが入っておりますが、3回まで、特に2回目、そして3回目、執行部、また参考人として来ていただいた櫻井健一議員のほうの、会議録のほうもしっかり事実関係に基づいた調査結果という形でまとめを作らせていただいております。

ちょっとお目通しをいただければと思いますので、ここで、暫時休憩をさせていただきたいと思います。

[午後 4時17分]

○櫻井繁行委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 4時21分]

まず、報告書（案）ということでございますが、何か委員の皆様からご意見等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

○設楽健夫副委員長

報告書ということで発表されて、基本的なものについても、農業委員会事務局の違反転用事案報告書というのが県に報告されていると。これはもう公的な文書ですから、そのことがやはり記されている。

もう1つは、本人の転用者及び相続者ですよね。3人いるんですね。亡くなって3人いるので、4通

の通知が出されているということも、記入されている。

1つ、3ページの中段、農業委員会事務局の意見という項目で、ここに基本的な内容が記されている。

で、1つが、行為者及び無断転用地である新治1659番6について、事務所が設置されているが撤去を求めている。

議員は、転用行為も考えているが、土地所有者が亡くなってしまっており相続登記の進捗が見られない。

ここですね。隣接地である新治1659番10の自動車整備工場においては、継続して使用する場合、都市計画法上、進入路の幅員が不足しており、今回の無断転用農地の分筆が必要となるが、土地所有者の相続登記が未完のため早急の対応が困難となっていると。困難となっているということは、一番上のところの内容ですか、そういうものが、クローズアップされてくるとは思いますけれども、そのことが記されていて、4ページ。3行目から、農地転用違反は正についての通知を行ったと。

そこに、更には、本委員会において後援会事務所の所在地の無断転用農地のほか、後援会事務所建物においても、適用を受けていないことが確認されたとありますが、これは先ほどの前段のところで、農業委員会のほうでも、認知して、そして、記述してあるので、ここはダブルんじゃないかと私は思います。

#### ○櫻井繁行委員長

ありがとうございます。

設楽副委員長からご意見をいただきました。

ちょうどこの調査結果のところは、副委員長のほうもいろいろアドバイスいただいて、よりわかりやすく、これ、関連資料でちょっと皆さん今日お持ちかわからせんけれども令和7年9月18日の、違反転用事案報告書のところですよね。そこにのっとって、私のほうも事実関係のとおり書かせていただいたところでございます。

3ページについては事実関係なので、そのままでよろしいかと。

設楽副委員長がおっしゃっていただいているのは4ページの、この、更にはというところからの4行、ここは確かに会議録、ちょっと見ていませんけれども、10月28日、担当部局への会議録のほうだと思うんですよね。

ちょっとそれ事務局のほうで出ますか。12ページか何かで私が委員長として確認したところだと思うんです。

報告書として書かせていただいた趣旨としては、10月28日の関係部局への委員長として私の確認で、櫻井健一議員が活用する土地については、どういったところが、抵触をしているんだっていうところをシンプルにお聞きをして、土地によっては農地転用違反、そして、都市計画法違反、そして、建築基準法違反と、これは会議録を見ていただければ、そのように載っておりますので、調査特別委員会を行ったことの意義、目的というか、そういったところがしっかりと確認をできたっていうところがありましたので、事実関係に基づいて入れさせていただく、考え方として重複して記載というようなお考えもあるかもしれませんのが、やっぱり報告書を市民の方々がもし見ていただけるときに、やはりその辺はしっかりと、事実関係として明記をする必要があると思いますので、ここは委員長として記載をさせていただければなと考えておるところでございます。

そのほか、何かございますか。

#### ○設楽健夫副委員長

今回の、重要な公的な文書としては、農業委員会の県への報告書。これが公的な文章としてあるということですよね。

あともう1つは、通知として出された文書。これも、通知の文書の頭には、年末までに対応せよと、計画書を提出せよということもやはり書かれていると。これが農業委員会が確認してきた内容なんですね。

これ、気をつけないと、更にはっていうことで、この委員会で確認されたんだというふうになった場合には、農業委員会に対して物申すということになりますからね。

そういう意味で、こここの案件については既に農業委員会は認知して、そして、県にも、その処理の仕方については記述されているので。

という意味です。

[「確認されたと書いてあるからいいんじゃない」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

そうなんですよね。

これは、ちょっと委員長と副委員長でやり合って申し訳ないんですけども、会議録で確認したっていうことですから、事実関係に基づいておりますし、これで、何かこの調査特別委員会として農業委員会に指摘をするということでは、私もないと思いますので、その辺でご理解をいただいて、あくまでも会議録に載っていないことを記載しているわけではございませんので、そういったことで、明記をする意義があると思いますから、そういったことでご理解をいただければと、委員長としては思っています。

よろしくお願ひいたします。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、るる議論をさせていただいた……

[発言する者あり]

○櫻井繁行委員長

ちょっとお待ちください。

暫時休憩します。

[午後 4時29分]

○櫻井繁行委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 4時30分]

るる、協議をさせていただき、調査特別委員会4回目ということで、いろいろ皆様にもご尽力いただきありがとうございます。

○矢口龍人委員

報告書を見させていただきました。

これで肅々と取り計らっていただいて結構でございます。

よろしくお願ひします。

○櫻井繁行委員長

ありがとうございます。

そのほか、皆様何かご意見がございましたら。

よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ありがとうございます。大変お疲れ様です。

それでは、お諮りをさせていただきます。

本日書面で出させていただきました報告書（案）でございますが、本案を議長あてに報告をすることということでご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、異議がないようですので、そのように議長あてに提出をさせていただきます。

以上で本日の日程事項はすべて終了いたしました。

そのほか、委員の皆様方から何かございませんか。

○久松公生委員

1つ、今報告書の件は了解いたしました。

そうだとしても関連はしてしまうんですが、確かに年末までには正計画ということで、本人が提出すると思います。

その中身が重要なんですけれども、それはそれでちゃんとやっているのでいいんですが、いつかのタイミングにおいて、それがどのぐらいの期間かかるかわかりませんが、いつ……

[「そんなこと言ってたら終われないんだ」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員

いやいや、そういう報告を、ぜひ求めたいなと。

[「やったらしいんじゃない」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員

いや、それを……

[「特別委員会で」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員

いやいや、特別委員会じゃなくてそれを常任委員会とか等で、何かそういう報告ができればいいのかと思いますので、その辺をちょっと委員長のほうで、総務経済委員……。

[「終わんないほうがいいよ、んだら」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員

いや、ちょっと待ってください。

終わるとか終わらないとかじゃなくてその中身の報告をどの……

[「中途半端になっちゃうだろっていうの」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ちょっと待ってください、聞いてから。

○久松公生委員

いや、まず提出するのが一番基本なんですけれども、で、その中身ももちろん基本それ進めているんですが、これが仮に、1年後でもいいですよ2年後でもいいですよ、そのタイミングで今こういう状態になってますっていう報告はいただけないんでしょうかっていう案です。

それを委員長として、常任委員会である、総務経済委員会に報告をしてもらうとか何か、そういうふうな手続きを、そういうのもあるのかなと思って今ちょっとお話をさせていただきました。

○櫻井繁行委員長

久松委員からご意見を、意見ということでいただいたと思いますが、基本的にはまず調査特別委員会は、12月9日の委員長報告をもって解散になると思います。

そのほかの確認については、おっしゃるように、常任委員会ですから、総務経済委員会のほうになると思うんですよね。

そちらのほうで、もしあるとすればですよ、所管とすればですね。

[「このままでずっと継続してればいいんだって、閉めないで」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

そこは常任委員会のほうになると思いますし、調査特別委員会としての効力というのは、12月9日の報告をもって、私も委員長としての職務は降りることになりますから、そのあと何かしらという、ちょっと私のほうで確約というのはできないというところでございますね。

○矢口龍人委員

そういうふうに、要するに結果までちゃんと見届けて、それで報告を上げるっていうのが本来の姿だと思いますよ、ここで閉めないで。

そういうことであれば、わざわざまた常任委員会でもってやってくれなんて、そんな勝手なこと言わないでくださいよ。

何のためにこれ特別委員会作ったんですか。

もし、そこまでやるんだったら、だから徹底的に最後の最後まで、この特別委員会やつたらいいんじゃないですか。

それが、本来の姿だと思いますよ。違いますか。

○櫻井繁行委員長

本来、キャッチボールは無いのかもしれません、内容はその他ですから、せつかくなので、久松委員からお話を聞いていいですか、今の矢口委員のことです。

○久松公生委員

そういうことじゃなくて、どこかのタイミングで、農業委員会とかが、そういう報告があれば、常任委員会でして欲しいっていう、それだけです。

○櫻井繁行委員長

今、ちょっと意見がございましたが、久松委員の件に関しては、調査特別委員会が終わった後、隨時、各々の判断で、また、その辺は確認をしていただければと思います。

そのほか、ないようございますので、委員会会議録作成の件でございますが、私委員長に一任していただいてよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

以上で櫻井健一議員後援会事務所の土地利用に伴う農地法違反に係る調査特別委員会を散会をいたします。

長きにわたるご審議、大変ありがとうございました。

お疲れ様でした。

散 会 午後4時36分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

櫻井健一議員後援会事務所の土地利用に伴う農地法違反に係る調査特別委員会

委員長 櫻 井 繁 行